

授業科目の学修の評価等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、神奈川県立平塚看護大学校学則(以下、「学則」という。)第9条の3に基づく単位の授与及び授業科目の評価並びに第25条の規定に基づく卒業の認定に必要な事項を定める。

(学修の順序)

第2条 学生は、原則として教育課程に定められている順序で履修しなければならない。

- 2 2年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、1年次に修得すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域を修得していること。
- 3 3年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、原則として2年次に修得すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域、看護を創造し探究する領域を修得していること。
- 4 4年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、3年次に修得すべき人間を理解する領域、関係を深める領域、看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域、看護を創造し探究する領域、連携・協働・推進を学ぶ領域、専門職業人としての倫理観を深める領域の科目を修得していること。
- 5 各看護学実習を履修するためには、原則として別表「看護学実習履修要件」を満たしていなければならない。この別表において履修とは、科目の時間数3分の2以上出席していることとする。

(評価の方法等)

第3条 授業科目の学修の評価は、筆記、口述若しくは実技による試験、報告書の提出その他担当教員が適切と認める方法により行う。

- 2 臨地実習の学修の評価は、実習要項に従い、実習評価表をもとに担当教員がこれを行う。
- 3 第1項の試験は、授業科目の終了時又は学期末に行うものとする。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。
- 4 第2項の評価は、授業科目の終了時又は学期末に行うものとする。
- 5 校長は、大震災等不可抗力の事態により所定の評価の方法を実施できないと認めるときは、これにかかわる評価の方法を担当教員に指示することができる。

(評価を受ける資格)

第4条 前条の評価は、原則として当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上出席した者でなければ受けることができない。

ただし、学校保健安全法（第1種・第2種・第3種）に基づく出席停止を要する疾患に罹患した場合、その他正当な理由と認められる証明がある場合は教育会議を経て、補習講義または補習実習を受けることができる。

(追試験)

第5条 次に掲げるいずれかの事由により、定められた期日に試験を受けることができなかった者については、追試験を行うものとする。

- (1) 学校保健安全法（第1種・第2種・第3種）に基づく出席停止を要する疾患に罹患した場合（医師の診断書を必要とする）
- (2) 忌引（会葬礼状などの証明が必要となる）

(3) その他正当な理由と認められる証明があるもの

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、原則として受験しなかった理由が解消し最初に登校した日の17時まで追試験願を提出し、指定された日に追試験を受けなければならない。

(再試験)

第6条 第3条第1項に規定する試験及び前条に規定する追試験を受け、その成績が60点に満たなかった授業科目のある者については、その授業科目の再試験を行う。

- 2 前項の再試験を受けようとする者は、原則として指定された日の17時まで再試験願を提出し、指定された日に再試験を受けなければならない。
- 3 臨地実習を内容とする授業科目の学修の評価が60点に満たない者については、原則として再実習を行わない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、原則として学年末の成績で全科目の3分の2以上において「良」以上の評価が得られている場合は、教育会議にて審議の上、2単位を限度に特別再試験を受けることができる。

(評価の配点)

第7条 各授業科目の学修の評価の配点は、100点満点とし、80点以上100点までを優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。

- 2 補習実習の評価は第1項の規定に従って行う。
- 3 追試験の評価は、得点の8割をもって行う。
- 4 再試験及び特別再試験の評価は、60点を上限とする。

(未修得科目の履修)

第8条 出席時間が満たされ、かつ科目の修得が不可の場合には、再履修のうえ評価を受ける。

(不正行為)

第9条 不正行為のあった者又は不正行為とみなされるような疑わしい行為を行った者の当該授業科目の単位認定は、教育会議の議を経て校長が決定する。

(単位授与)

第10条 学生は、学則第9条の別表に掲げる各年次に定める授業科目の単位を取得しなければならない。

- 2 単位授与は、各学年度末に行う教育会議の議を経て校長が決定する。

(卒業)

第11条 卒業は、本規程の第2条から第10条までの規定に基づく授業科目の評価及び出席状況等総合的に審査し、学則第25条の規定により認定する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年に施行した「成績評定、進級及び卒業に関する規程」は、廃止する。
- 3 この施行前に入学した者については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に神奈川県立平塚看護高等学校の第1学年に入学する者について適用する。
- 3 平成29年3月31日に神奈川県立平塚看護専門学校に在学する者に適用する授業科目の学修の評価等に関する規程（以下「評価規程」という。）については、改正後の評価規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 平成29年4月1日以後において、神奈川県立平塚看護高等学校等に編入学し、転入学し、又は再入学した者に適用する授業科目の学修の評価等に関する規程（以下「評価規程」という。）については、改正後の規定にかかわらず、評価規程は当該者の相当する学年の在学者に適用するとすることができる。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

看護学実習履修要件

年次	授業科目 (臨地実習を内容とする)	授業科目 (講義を内容とする)	先行する臨地実習
1 年次	看護の対象と場を知る実習		
	看護の対象を理解する実習	看護の対象を理解する実習A ⇒看護技術論Ⅲの技術チェックの合格 看護の対象を理解する実習B ⇒看護技術論Ⅱ・Ⅳの技術チェックの合格	
2 年次	看護援助論実習	看護援助論Ⅱの履修	
	発達看護論実習Ⅰ	発達看護論Ⅳの履修	
	こころを理解する実習	精神看護学Ⅲの履修	
3 年次	健康段階別看護論実習Ⅰ		
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	地域・在宅看護論Ⅳの履修	
	発達看護論実習Ⅱ	発達看護論Ⅸ・Ⅹの履修	
	健康段階別看護論実習Ⅱ	健康段階別看護論Ⅴ・Ⅵの履修	
4 年次	健康段階別看護論実習Ⅲ		
	発達看護論実習Ⅲ		
	地域・在宅看護論実習Ⅱ		
	テーマ別看護実習	研究の実際の履修の届出をしていること。	
	職場適応統合看護実習	原則すべての授業科目を履修していること。	原則すべて臨地実習を履修していること。